

平成 29 年 10 月 1 日

## 株式交換に係る事後開示事項

東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 1 号  
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ  
代表執行役社長 平野 信行



東京都文京区本郷三丁目 33 番 5 号  
三菱UFJニコス株式会社  
代表取締役社長 井上 治夫



株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（以下「MUFJ」といいます。）及び三菱UFJニコス株式会社（以下「MUN」といいます。）は、平成 29 年 5 月 15 日付で両社間で締結した株式交換契約に基づき、平成 29 年 10 月 1 日を効力発生日として、MUFJ を株式交換完全親会社とし、MUN を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する事項は、下記のとおりです。

### 記

#### 1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第 190 条第 1 号）

平成 29 年 10 月 1 日

#### 2. 株式交換完全子会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 190 条第 2 号）

##### (1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 784 条の 2 の規定により本株式交換の差止請求を行った株主はおりませんでした。

##### (2) 会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

###### ①会社法第 785 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

MUN は、会社法第 785 条第 3 項の規定により、平成 29 年 5 月 15 日付で MUN の株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社となる MUFJ の商号及び住所を通知いたしました。なお、会社法第 785 条第 1 項の規定により株式買取請求を行った MUN の株主はおりませんでした。

###### ②会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

###### ③会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

#### 3. 株式交換完全親会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当することから、会社法第 796 条の 2 ただし書の規定により、本手続を行うことができる MUFG の株主はおりません。

(2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

①会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

MUFG は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項第 1 号の規定により、平成 29 年 7 月 14 日付で MUFG の株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社となる MUN の商号及び住所を電子公告により公告いたしました。なお、本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当することから、会社法第 797 条第 1 項ただし書の規定により、株式買取請求を行うことができる MUFG の株主はおりません。

②会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続の経過

MUFG は、会社法第 799 条第 2 項の規定により、平成 29 年 7 月 14 日付の官報及び電子公告において債権者に対する本株式交換に対する異議申述の公告を行いましたところ、異議申述期限までに会社法第 799 条第 1 項に基づき MUFG に対して異議を述べた債権者はおりませんでした。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換によって MUFG に移転した MUN の株式の数は、MUN の発行済株式の総数 2, 278, 539, 531 株から、MUFG が保有する MUN の株式 1, 936, 396, 427 株を除いた、342, 143, 104 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) MUFG は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を受けずに、本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定により本株式交換に反対する旨を通知した株主は 14 名であり、その株式数は普通株式 4, 995, 800 株でありました。

(2) MUN は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、平成 29 年 5 月 15 日付の臨時株主総会の決議による承認を得て、本株式交換を行いました。

(3) MUFG は、本株式交換に際して、MUN の普通株式を有する株主のうち、MUFG を除く唯一の株主に対して、その保有する MUN の普通株式の全部に代えて、金 50, 000, 000, 000 円を交付いたしました。

以上